

○羽村市福祉センター条例  
平成10年12月18日条例第28号

改正

平成17年12月20日条例第38号  
平成18年3月20日条例第8号  
平成18年9月15日条例第31号  
平成19年4月1日条例第16号  
平成19年6月29日条例第24号  
平成20年6月30日条例第17号  
平成22年3月12日条例第8号  
平成24年3月9日条例第2号  
平成25年3月5日条例第3号

羽村市福祉センター条例

(目的)

第1条 この条例は、市内に居住する障害者及び障害児（以下「障害者（児）」という。）の社会参加と自立を支援し、あわせて市民による地域福祉活動を推進するため、福祉センターを設置し、もって、福祉の向上を図ることを目的とする。

一部改正〔平成22年条例8号〕

(名称及び位置)

第2条 福祉センターの名称は、「羽村市福祉センター」（以下「福祉センター」という。）と称し、東京都羽村市栄町2丁目18番地1に置く。

(事業)

第3条 福祉センターは、第1条に定める目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護に関する事業
- (2) 法第5条第14項に規定する就労継続支援のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に関する事業
- (3) 法第5条第16項に規定する相談支援に関する事業及び同条第25項に規定する地域活動支援センターに関する事業
- (4) 法第77条に規定する地域生活支援事業のうち地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する日中一時支援事業
- (5) 障害者（児）と地域社会との交流に関する事業
- (6) 講座、講習会等の開催に関する事業
- (7) 福祉センター施設の使用に関する事業
- (8) 地域福祉の推進に関する事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

一部改正〔平成18年条例31号・22年8号・24年2号・25年3号〕

(使用者の範囲)

第4条 福祉センターを使用できるものは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する障害者（児）
- (2) 市内において登録されている地域福祉活動を推進する団体及び個人
- (3) 前2号に定めるもののほか市長が認めるもの

一部改正〔平成22年条例8号〕

(使用の承認)

第5条 福祉センターを使用しようとするものは、市長の承認を受けなければならない。  
2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(施設使用料)

第6条 福祉センターの施設使用料は、無料とする。

一部改正〔平成18年条例8号〕

(事業の利用料)

第7条 第3条第1号から第4号に掲げる事業の利用者又はその扶養義務者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 第3条第1号及び第2号に掲げる事業の利用者 法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用及び同条第1項に規定する特定費用の額
- (2) 第3条第3号及び第4号に掲げる事業の利用者 市長が別に定める費用の額

全部改正〔平成22年条例8号〕

(利用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条に規定する利用料を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成22年条例8号〕

(使用の制限)

第9条 市長は、次の各号の一に該当するときは、福祉センターの使用を承認しない。

- (1) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、使用を不相当と認めるとき。

一部改正〔平成18年条例8号・22年8号〕

(使用権の譲渡禁止)

第10条 第5条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、福祉センターの使用権を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

一部改正〔平成18年条例8号・22年8号〕

(使用承認の取消し等)

第11条 市長は、次の各号の一に該当するときは、福祉センターの使用の承認を取消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的又は使用の条件に違反したとき。
- (3) 前2号のほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により、使用者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

一部改正〔平成18年条例8号・22年8号〕

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、福祉センターの使用を終了したときは、直ちに設備を原状に復さなければならない。この場合において、前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。

一部改正〔平成18年条例8号・22年8号〕

(損害賠償の義務)

第13条 使用者は、福祉センターの使用に際し、施設及び付帯設備器具等に損害を与えたときは、市長が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成18年条例8号・22年8号〕

(販売行為等の禁止)

第14条 福祉センター及びその敷地内においては、物品の販売行為等をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

一部改正〔平成18年条例8号・22年8号〕

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成17年条例38号・18年8号・22年8号〕

付 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年条例第38号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年条例第8号)

改正

平成18年9月15日条例第31号

平成19年4月1日条例第16号

平成19年6月29日条例第24号

平成20年6月30日条例第17号

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年度から平成20年度までにおける自己負担の特例)

第2条 この条例による改正後の第7条第1項の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までの間は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者は、事業にかかる材料費等の実費及び食事の提供に要する費用については規則で定める部分のみを負担するものとする。

- (1) 市町村民税世帯非課税者（1号事業利用者及びその者と同一の世帯に属する者が、当該事業を利用した月の属する年度（当該事業を利用した月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（羽村市税賦課徴収条例（昭和30年条例第10号）に基づき免除された者を含む。）である場合をいう。）
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者（1号事業利用者及びその者と同一の世帯に属する者が、当該事業を利用した月において被保護者である場合をいう。）

一部改正〔平成18年条例31号〕

(平成19年度から平成20年度までにおける自己負担の特例)

第3条 この条例による改正後の第7条第1項の規定にかかわらず、平成19年度から平成20年度までの間は、1号事業利用者及びその配偶者について当該事業を利用した月の属する年度（当該事業を利用した月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が16万円未満であるときは、事業にかかる材料費等の実費及び食事の提供に要する費用については規則で定める部分のみを負担するものとする。

追加〔平成19年条例16号〕、一部改正〔平成19年条例24号・20年17号〕

付 則 (平成18年条例第31号)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

2 羽村市福祉センター条例の一部を改正する条例（平成18年条例第8号）付則第2条第2項を削る。

付 則 (平成19年条例第16号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年条例第24号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

付 則 (平成20年条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の羽村市福祉センター条例の規定は、施行日以後に行われる第

3条第1号に掲げる事業を利用した場合における費用の負担について適用し、施行日前に行われた同号に掲げる事業を利用した場合における費用の負担については、なお従前の例による。

付 則（平成22年条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（羽村市知的障害者通所授産施設条例の廃止）
- 2 羽村市知的障害者通所授産施設条例（平成10年条例第29号）は、廃止する。  
（経過措置）
- 3 この条例の施行日前に事業を利用した場合における費用の負担については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行日前に、この条例による廃止前の羽村市知的障害者通所授産施設条例第6条の規定により法第19条第1項の支給決定を受けた者が負担すべきものとされた費用については、なお従前の例による。

付 則（平成24年3月9日条例第2号）

この条例中第1条及び第5条の規定は公布の日から、第2条から第4条まで、第6条及び第7条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月5日条例第3号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条中羽村市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）、第3条中羽村市福祉センター条例第3条第2号の改正規定（「法第5条第15項」を「法第5条第14項」に改める部分に限る。）及び同条例第3条第3号の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。